

インフルエンザ予防接種助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（任意継続組合員は除く。）及び被扶養者（以下「組合員等」という。）が、疾病予防対策としてインフルエンザ予防接種を受けた場合、組合員等の費用負担の軽減と短期給付財政の安定化を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 組合員等が、当該年度の10月から1月までの間にインフルエンザ予防接種を受けた場合、助成金を交付する。

(助成金額及び回数)

第3条 助成金額は1人1,000円を限度とし、公費負担等がある場合で自己負担額が1,000円を下回るときは自己負担額を助成対象とする。回数は1人1回とする。ただし、医療機関により2回の接種を必要としているときは2回で1回の予防接種とする。

2 12才以下の者（ただし、当該年度中に13才になる者を除く）については、1人2回（各回1,000円）合計2,000円までの助成とする。

(インフルエンザ予防接種を受けたことの確認)

第4条 インフルエンザ予防接種を受けたことの確認は、組合員等が提出する医療機関からの領収書により所属所が行うものとする。

(助成金の請求)

第5条 所属所が一括して組合員等の請求を行う場合、又は、所属所が組合員を対象として予防接種を実施した場合の請求は、インフルエンザ予防接種助成金交付申請書（所属所口座送金用）（様式第1号）及びインフルエンザ予防接種実施者名簿（様式第3号）を適宜提出するものとする。

2 組合員の個人口座に送金する場合の請求は、インフルエンザ予防接種助成金交付申請書（個人口座送金用）（様式第2号）及びインフルエンザ予防接種実施者名簿（様式第3号）を適宜提出するものとする。

(助成金の交付)

第6条 組合は、前条の請求に基づき、毎月末日までに申請のあったものについて翌月末までに助成金を交付するものとする。ただし、前条第1項による請求があったときは所属所長が指定する口座に、同条第2項による請求があったときは組合員等の助成金を組合員の給付金等振込口座に振り込むものとする。

(申請の期限)

第7条 この要綱に基づく助成金の交付申請の期限は、当該年度の2月末日とする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
2. この要綱は、平成30年9月1日から施行する。
3. この要綱は、令和元年9月1日から施行する。